

里帰り等により都外医療機関で受診した妊婦健康診査等の費用の一部を助成します

1 制度の概要

妊婦健康診査受診票、妊婦超音波検査受診票、妊婦子宮頸がん検診受診票、新生児聴覚検査受診票、産婦健康診査受診票、1か月児健康診査受診票（以下、受診票という。）を使用できるのは、都内の各健診委託医療機関に限られています。

そのため、里帰り等により都外医療機関で妊婦健康診査等を受診した場合に、申請により費用の一部を助成します。

令和8年4月1日から、産婦健康診査、1か月児健康診査が対象になりました。令和8年4月1日～9月30日の間に受診する産婦健診、1か月児健診は都内医療機関で受診した場合も対象になります。（令和8年10月1日以降は、都内医療機関で受診した場合は対象外になります。）

2 助成の対象・条件等

原則、受診票に記載されている項目で、受診の際に要した費用のうち保険適用外の自己負担額です。

受診票交付日以降かつ港区に住民登録がある間に受診したものが対象です。ただし、海外で受診したものは対象外となります。※産婦健康診査、1か月児健康診査は受診票が交付されていない場合も対象です。

産婦健康診査は、出産後2か月以内に受診したものが対象です。

1か月児健康診査は、生後28日から41日以内に受診したものが対象です。

新生児聴覚検査は、生後50日以内に受診した初回検査のみ対象です。

助産院で受診する場合は、妊婦健康診査の2～14回目、産婦健康診査のみ対象です。

3 1回あたりの助成上限金額

受診票の内容	種別等	妊婦健康診査 (1回目)	妊婦健康診査 (2～14回目)	妊婦超音波 検査	妊婦子宮頸がん 検診	新生児聴覚 検査	産婦健康診査	1か月児 健康診査
	枚数等	1枚	計14枚	4枚	1枚	1枚	2枚	1枚
	色	水色	黄色	白色	桃色	白色	白色	白色
助成額	令和7年度 受診分	上限11,280円	上限5,280円	上限5,300円	上限3,400円	上限3,000円	対象外	対象外
	令和8年度 受診分	上限11,670円	上限5,460円	上限5,300円	上限3,400円	上限3,000円	上限5,000円	上限6,000円

※実費が上限額に達しない場合は、実費が助成額です。

4 申請可能期間

出産日から1年以内（出産前に港区から転出する場合、出産前に申請可能です。）

出産に至らなかった場合は、最後の妊婦健診受診日から1年以内

※申請期間内であれば、港区から転出後にも申請できます。

5 申請窓口（申請方法）

裏面の必要書類を揃えて、以下のいずれかの窓口へ提出してください。

- ・みなと保健所健康推進課地域保健係（郵送又は持参）
- ・各地区総合支所区民課保健福祉係（持参のみ）

（裏面へ続く）

6 必要書類

1	港区妊婦健康診査等費用助成金支給申請書
2	未使用の受診票（東京都内の区市町村発行のもの） ※産婦健康診査受診票、1か月児健康診査受診票は、令和8年4月1日から配布のため、お手元がない場合は必要ありません。
3	受診医療機関発行の領収書の <u>コピー</u> （保険適用外の自己負担額がわかるもの） ※新生児聴覚検査は、領収証が入院費等と合算の場合はその領収証をご提出ください。 ※費用の明細書がある場合はそちらのコピーも添付してください。
4	（妊婦健康診査の助成申請をする場合）母子健康手帳の8、9ページ「妊娠中の経過」のページの <u>コピー</u>
5	（新生児聴覚検査の助成申請をする場合）母子健康手帳の18ページ「検査の記録」のページの <u>コピー</u>
6	（産婦健康診査の助成申請をする場合）母子健康手帳の15ページ「出産後の母体の経過」のページの <u>コピー</u>
7	（1か月児健康診査の助成申請をする場合）母子健康手帳の23ページ「1か月児健康診査」のページの <u>コピー</u>

7 助成金の支払い

助成金の支払いは、申請から約2～3ヶ月かかります。申請内容の審査結果については、通知書を送付します。なお、書類に不備があった場合は支払いが遅れてしまうことがあります。

8 よくあるご質問

(1) 海外で妊婦健康診査を受けたのですが、助成の対象となりますか。

国内制度として構築しているため、海外で受けた妊婦健康診査の費用は助成の対象となりません。

(2) 母子健康手帳に記載がない妊婦健康診査の費用も助成の対象となりますか。

母子健康手帳交付日以降に受診したものは、対象となる場合がありますので、母子健康手帳に記載がない日の領収書のコピーもご提出ください。保健所で審査を行います。

(3) 受診票をなくしてしまいました。どうしたらよいですか。

盗難や火災など、不測の事態での再発行については対応します。

「妊婦健康診査受診票喪失届出書」を記入し提出ください。書類は申請窓口でお受け取りください。

(4) 領収書がありません。

受診した医療機関に依頼し再発行してください。

(5) 複数の健診を同時に受けたため、領収書の金額が合算になっています。

費用の内訳がわかるもの（明細書等）がある場合はご提出ください。ない場合は領収書のみの提出で構いません。

(6) 自分以外の、パートナー等の口座に振り込んでもらうことは可能ですか。

可能です。申請書の「委任状」箇所に、助成金の受領権限を委任する旨を記入してください。

(7) 助産院で受診したものは対象になりますか。

妊婦健康診査の2～14回目、産婦健康診査2回のみ助成対象になります。

9 問い合わせ先、書類提出先

〒108-0075 東京都港区三田1-4-10

みなと保健所健康推進課地域保健係

TEL: 03-6400-0084